

刑	00	01	5 年
(令和13年 3 月末まで保存)			

刑 企 第 1 4 号
(生 企 、 交 企 、 備 一)
令 和 7 年 5 月 2 1 日

各 所 属 長 殿

刑 事 部 長

検察官からの出国確認留保に係る収容指揮等への対応について

令和 5 年 5 月 17 日に公布された刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 28 号）第 1 条により、拘禁刑以上の実刑判決の宣告を受けた者及び罰金を完納できないおそれがあるとして裁判所から出国禁止命令を受けた者に対する出国制限制度が創設され、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 25 条の 2 及び同法第 60 条の 2 に規定する出国確認留保の対象が拡大されたところである。

出国確認留保の通知の対象となった被告人等（以下「留保対象者」という。）が入国審査官から出国の確認を留保された際、検察官から司法警察職員に対して収容指揮等があった場合の留意事項は下記のとおりであるから、誤りのないようにされたい。

なお、本件については青森地方検察庁と協議済みである。

記

1 検察官から司法警察員に対して行う収容指揮

- (1) 保釈若しくは勾留執行停止の取消決定があったとき等の収容指揮
- (2) 拘禁刑以上の刑に処する判決が確定した者に対する収容状の執行指揮
- (3) 保釈若しくは勾留執行停止の取消決定があったとき等の管轄区域外における収容の囑託
- (4) 拘禁刑以上の刑に処する判決が確定した者に対する収容状の執行の囑託

2 留保対象者の身柄の収容

入国審査官から留保対象者の出国の確認を留保した旨の通報を受けた検察官は、既に身柄の収容の根拠となる逮捕状、収容状等が存在し、新たに裁判所の判断を受ける必要がない場合を除き、裁判所に対し保釈の取消しの請求等の身柄の収容のために必要な手続を行うとともに、検察事務官を留保対象者が出国の確認を留保された海空港（以下「発見港」という。）に向かわせ、収容を行わせることが原則である。

しかしながら、収容の根拠となる裁判所による決定等が完了していることを前提として、やむを得ない事由がある場合には、発見港の所在地を管轄する警察の司法警察

職員に対して、検察官が収容指揮等を行うことも考えられる。

この収容指揮等に当たり、青森地方検察庁から刑事企画課に対して嘱託依頼の連絡がなされるので、刑事企画課及び発見港を管轄する警察署は連携を密にとり、留保対象者の身柄を収容すること。

3 留保対象者が自由刑とん刑者等として手配登録されている場合の身柄の収容

入国審査官から自由刑とん刑者等の手配登録をされている留保対象者の出国の確認を留保した旨の通報を受けた検察官は、収容指揮等を行い、検察事務官に収容を行わせることが原則である。

しかしながら、やむを得ない事由がある場合には、発見港の所在地を管轄する警察の司法警察職員に対して、検察官が収容指揮等を行うことも考えられる。

この収容指揮等に当たり、青森地方検察庁から刑事企画課に対して嘱託依頼の連絡がなされるので、刑事企画課及び発見港を管轄する警察署は連携を密にとり、留保対象者の身柄を収容すること。

担当：刑事企画課手配共助係